

三 第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めること。

四 登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。

五 前各号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

（不明森林所有者等の探索の方法）

第二条 法第二十四条及び第四十三条第一項第二号の政令で定める方法については、前条の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令の特例）

第二条 法附則第二条の規定により林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第九条の規定を読み替えて適用する場合における林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第二項の規定の適用については、同項中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

（森林法施行令の一部改正）

第三条 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第六号中「以下」を「第十一条第五号において」に改める。

第二条の四を削る。

第十一条第七号中「第十条の十一の九第二項」を「第十条の十一第二項」に、「第十条の十一の十三第一項」を「第十条の十一の五第一項」に改める。

（森林法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 法附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる法附則第四条の規定による改正前の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十一の二第一項の規定の適用については、前条の規定による改正前の森林法施行令第二条の四の規定は、なおその効力を有する。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第五条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号の二中「第二項」の下に「これらの規定を」を加え、同項第二十四号中「第十条の十一の十三」を「第十条の十一の六」に改め、「第三十一条」の下に「同法第四十四条において準用する場合を含む。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十四の二 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第七条第三項及び第三十七条第三項

農林水産大臣 吉川 貴盛
国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○法務省令第二十九号

民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百九条の二の規定に基づき、同条に規定する法務省令で定める額を定める省令を次のように定める。

平成三十年十一月二十一日

法務大臣 山下 貴司

民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額を定める省令

民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額は、百五十万円とする。

附 則

この省令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十二号）の施行の日から施行する。

告 示

○消費者庁告示第八号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成三十年十一月二十一日

消費者庁長官 岡村 和美

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	平成三十年十一月五日

○総務省告示第三百九十一号

住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）第十四条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる都道府県のうち、同表の中欄に掲げる市町村について、平成三十年住宅・土地統計調査における調査を行う期間を、同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年十一月二十一日

総務大臣 石田 真敏

都道府県名	市 町 村 名	調査を行う期間
北海道	厚真町 日高町	平成三十年九月十五日から十二月二十四日まで
岡山県	倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 赤磐市 矢掛町	
広島県	広島市 呉市 竹原市 三原市 庄原市 安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町	平成三十年九月十五日から十二月二十四日まで
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市	